

川崎市議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置される大規模災害が発生したとき。
- (2) その他災害が発生し、災害対策会議の設置を必要と認めるとき。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員から地域情報を収集し、市本部へ提供すること。
- (2) 市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員へ提供すること。
- (3) 市本部への提案、提言、要望等の調整を行うこと。
- (4) 国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整を行うこと。
- (5) 全員協議会、議会運営委員会等の開催など、議会運営の準備にかかる調整を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長及び各会派代表者をもって構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に共に事故があるときは、上位者が登庁するまでの間、議会運営委員長、同副委員長、各会派代表者（ただし、多数会派順とする。）の順で議長の職務を代理する。

(庶務)

第5条 災害対策会議の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。